

都留市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

都留市長 堀内 富久

都留市条例第3号

都留市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

都留市地域コミュニティセンター条例(平成30年都留市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「(東桂地域コミュニティセンターふれあいの家については、12月28日から翌年1月4日まで)」を削る。

第6条第2項ただし書中「及び東桂地域コミュニティセンターふれあいの家」を削る。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1(第14条関係)

宝地域コミュニティセンター

区分 種別	午前	午後	夜間	全日
	午前9時～午前12時	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時	午前9時～午後10時
会議室1	890円	890円	1,190円	3,570円
会議室2	760円	760円	1,000円	3,020円
和室	440円	440円	600円	1,780円
調理室	790円	790円	1,050円	3,170円

別表第2(第14条関係)

禾生地域コミュニティセンター

区分 種別	午前	午後	夜間	全日
	午前9時～午前12時	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時	午前9時～午後10時
1階 会議室	980円	980円	1,310円	3,940円
2階 会議室	3,040円	3,040円	4,060円	12,170円

2階 調理室	1,190円	1,190円	1,580円	4,760円
別館 和室	920円	午後1時～午後4時 920円		

別表第3(第14条関係)

盛里地域コミュニティセンター

区分 種別	午前	午後	夜間	全日
	午前9時～午前12時	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時	午前9時～午後10時
1階 会議室	670円	670円	890円	2,670円
2階 和室	1,190円	1,190円	1,580円	4,760円
調理室	600円	600円	790円	2,380円
別館会議室	1,310円	1,310円	1,750円	5,270円

別表第4(第14条関係)

東桂地域コミュニティセンター

区分 種別	午前	午後	夜間	全日
	午前9時～午前12時	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時	午前9時～午後10時
会議室1	810円	810円	1,080円	3,240円
会議室2	1,080円	1,080円	1,440円	4,320円
会議室3	810円	810円	1,080円	3,240円
多目的室	950円	950円	1,260円	3,780円
調理室	1,170円	1,170円	1,560円	4,680円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。